

第79号議案

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月24日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、一時預かり事業の利用に係る費用の収受に関し、規定を整備するため提出します。

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例（平成13年3月
台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「費用を」の次に「区長（指定管理者が管理
するセンターにあつては指定管理者）に」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）か
ら施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都台東区立子ども家庭支援セン
ター条例第12条第2項の規定は、施行日以後の一時預かり事
業の利用に係る費用について適用し、施行日前の一時預かり事
業の利用に係る費用については、なお従前の例による。